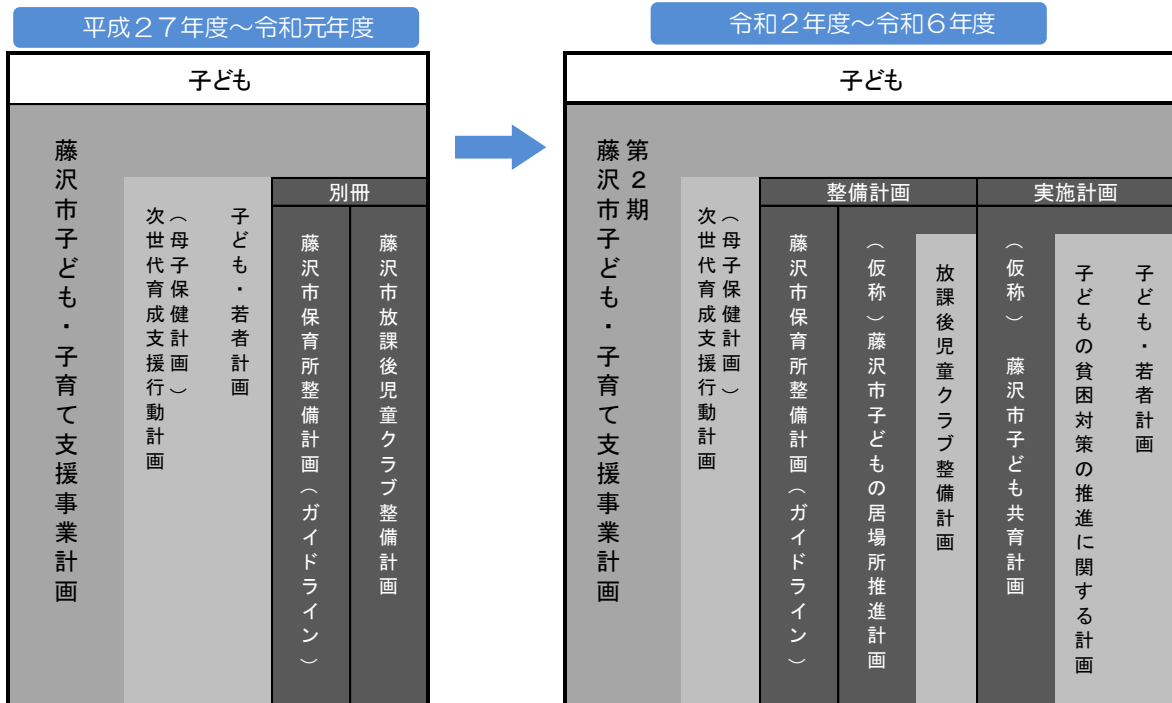


(仮称) 藤沢市子ども共育計画の策定について

1. 計画の位置づけ

- (1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画策定（努力義務）
- (2) 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画策定（努力義務）
- (3) 全体計画である「子ども・子育て支援事業計画」を補完することにより，子ども・子育て分野全体として調和のとれた計画となるよう策定する。



2. 計画の目指す基本的な方向性

(1) 対象

親の妊娠・出産期から子ども・若者の社会的自立に至るまでの、子ども・若者、子育て家庭を対象とし、その中でも、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して、フォーカスした施策を講じるよう配慮する。

(2) 目指す基本的な方向性

藤沢市子ども・子育て支援事業計画に掲げる将来像の副題である「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会を目指して」の実現に向け、困りごとを抱えている子ども、しんどい思いを抱えている子どもを取り残さないために、子ども全体を対象とするなかで、気づきの視点により、支援対象者にフォーカスし、支援の仕組みを展開する。

※「誰一人取り残さない」SDGsの視点による展開

(3) 視点

- ア 視点1 子ども・若者の権利を第一に尊重
- イ 視点2 予防的な関わり，早期の発見，早期の対応
- ウ 視点3 子ども・若者，子育て家庭に対する，切れ目のない包括的な支援
- エ 視点4 支援が届かない，届きにくい子ども・若者，子育て家庭への支援
- オ 視点5 困難の世代間連鎖を断ち切る，公正の観点からの支援
- カ 視点6 地域社会全体で「共育」の取組を推進

(4) 施策方針

- ア 施策方針1 気づく・聴きとる・つなぐ
- イ 施策方針2 心身の健康を育む
- ウ 施策方針3 暮らしや子育てを下支えする
- エ 施策方針4 所属・居場所・つながりを確保する
(子どもを育む場を提供する)
- オ 施策方針5 基礎的な学び・経験を保障する
- カ 施策方針6 進学，就労，自立に向けた支援をする
- キ 施策方針7 地域全体で共に支える基盤をつくる

3. 計画の構成

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景及び趣旨
関連する法律，大綱，基本指針等の改定状況について記載
- 2 計画の位置づけ
根拠法，本計画と関連する計画を掲載
- 3 計画の期間
令和2年度から令和6年度までの5年間
- 4 計画の対象

第2章 子ども，若者，子育て家庭の状況

- 1 実態把握の方法
アンケート調査，ヒアリング調査，市民ワークショップの実施概要を記載
- 2 子ども，若者，子育て家庭に関する現状
関連する統計データ，実態調査で把握した現状を記載
- 3 現状のまとめと課題
実態調査から把握した課題を記載

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目指す基本的な方向性
- 2 計画の基本的な視点
- 3 計画の体系

第4章 施策の展開

基本目標，施策目標，個別施策・事業を掲載

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の実施状況の点検・評価
- 3 計画推進に関する指標

以上